

令和6年4月

鹿島市内各小中学校PTA会長 様

鹿島市内各小中学校校長 様

鹿島市PTA連合会 会長 長友 篤志

鹿島市教育委員会 教育長 中村 和彦

鹿島市小中学校校長会 会長 池田 直人

教職員の働き方改革を推進するためのPTAによる学校支援について（依頼）

日ごろよりPTA活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

社会全体で働き方改革が進んできている中、学校では教職員の過重な勤務実態が明らかになり、文部科学省はもとより各自治体・学校において、働き方改革が進められています。

また、各自治体において、「月45時間、年間360時間」の時間外勤務上限が法令で定められ、それを遵守することとなりました。

そのような中、県PTA連合会は、市町教育委員会と連携し、教職員の働き方改革について学校の業務の見直しのため積極的に活動することや、学校と連携し、教職員の業務の軽減に関する具体策を話し合い実行に移すことなどを内容とする「子どもたちのための働き方改革決議」を採択しています。

そこで、鹿島市PTA連合会としても、県教育委員会、鹿島市教育委員会及び鹿島市小中学校校長会と連携を図り、「教職員の働き方改革」を進めて教職員の負担を軽減し、教職員の本来の業務である授業づくりや児童生徒の指導に専念できる環境を整えていきたいと思えます。

つきましては、これまででもお願いをいたしました。各単Pにおいては、下記の取組事項について、会員の皆様に周知するとともに、理解の醸成に向け、積極的な活動をお願いいたします。

記

- (1) 児童生徒の安全確保や※教職員の勤務時間の適正化のため、朝7時40分以前の登校（学校到着）は控えること。

※鹿島市内小中学校の教職員の勤務開始時刻は8:00～8:15となっています。

- (2) 時間外勤務の縮減のため、小学校は18時から翌朝7時30分まで、中学校は18時又は部活動終了30分後から翌朝7時30分までは、緊急の場合を除き、学校や教職員へ電話をしないこと。

- (3) 教職員の適切な休息、休暇取得推進のため、時間外や休日等を実施されるPTA活動への教職員の参加については、担当職員等で対応し、すべての職員が参加しない場合もあることを理解いただくこと。